

補助金制度導入に係る指定管理者募集要項への反映方法（案）

おだわら市民交流センター指定管理者募集要項（抜粋）

3 指定管理者の業務等

- (1) おだわら市民交流センター条例（平成 27 年小田原市条例第 13 号）第 4 条に規定する事業の実施に関すること。

参考：おだわら市民交流センター条例（抜粋）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 4 条 指定管理者が行うセンターの管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市民の多様な活動の支援及び交流の促進に資する情報の収集及び提供、相談並びに連絡調整に関すること。
- (2) センターの使用の許可に関すること。
- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

- (2) 使用の許可及びその取り消し、その他おだわら市民交流センターの利用に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) おだわら市民交流センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) 施設の設置目的を達する範囲かつ指定業務の実施を妨げない範囲における、指定管理者による自主的な事業に関すること。
- (6) その他おだわら市民交流センターの管理運営に必要な業務。
- (7) 具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。

おだわら市民交流センター管理運営仕様書（抜粋）

6 業務内容

- (1) 市民の多様な活動の支援及び交流の促進に資する情報の収集及び提供、相談並びに連絡調整に関すること。

イ 相談・支援機能に対応する事業

- (ア) ボランティアを始めたい方への相談対応や団体運営についてのアドバイスなど、社会貢献活動に関する幅広い相談受付
- (イ) 活動目的に適した組織体への移行等の専門性の高い相談機会の提供
- (ウ) 外国籍住民への行政情報その他生活に必要な情報の提供及び支援活動
- (エ) 市民活動を行うものが実施する事業への資金面の支援

※小田原市市民活動応援補助金制度と同等以上のものとする。

※財源は、市民及び事業者等からの寄付金並びに市負担金とする。なお、市負担金については別途協議する。

※審査は、小田原市市民活動推進委員会委員が参加するものとし、詳細については別途協議する。

- (オ) その他の相談があった場合の連絡調整及びその他団体の資金確保等に関する支援